

COMING SOON

まもなく はじまるよ！ 「防衛事業適合事業者制度」

<防衛事業適合事業者制度のポイント>

- ・調達契約ごとの特約を一つの秘密保護契約にまとめます。
- ・調達契約前に保全審査を前倒しします。
- ・事業者の保全能力を認証します。

<大募集中！！>

防衛装備庁装備保全管理課では、制度導入に先立ち、運用実証に協力いただける事業者の方を募集しています。

御協力いただける事業者の方は、以下までご連絡ください。
(一定数で締め切らせていただきます。)

アドレス: hozen-soudan@ext.atla.mod.go.jp

問合先: (電話) 03-3268-3111

内線 21044、21045、27025、35256

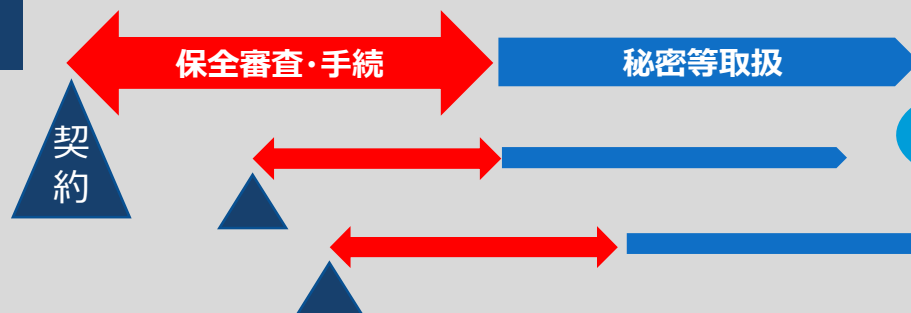
<協力内容>

新制度導入に伴う手続を御覧になっていただき、円滑な手続に資するための御意見等を頂くものです。



「防衛事業適合事業者制度」とは

これまで



これまでは、秘密の区分毎、契約毎の保全審査が必要でしたが、事業者の保全能力をあらかじめ認証し、一つの秘密保全契約の下で、個別の契約履行が可能となるよう新たな制度を創設します。



これから

認証

✓ 具体的な契約に関わらず、**保全能力の確認を希望する事業者**を審査

防衛事業適合事業者

✓ 防衛事業に参画する具体的な意思のある事業者を審査
✓ 現地調査を経て**秘密等保全契約**を締結

認証事業者

書類審査

審査

現地調査

防衛事業適合事業者
(防衛事業適合事業者契約)

(保全状況の確認、変更、更新)

認証

保全契約

防衛事業適合事業者契約

秘密等を取り扱う契約の履行

契約